

## 一般事業主行動計画（第五期）

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間

### 2.内容

目標1：男性従業員の育児休業の取得率を50%以上維持する。

(対策)

- 2025年 4月～ 育児休業取得の対象である従業員に対するヒアリングの実施  
懸念事項などの整理と対策の検討
- 2025年10月～ 対策を講じた上での、育児休業制度の周知の徹底及び随時対象者に対する制度の説明実施

目標2：各種相談窓口の設置をし、従業員が気軽に相談できる環境を整える。

(対策)

- 2025年 4月～ メンタルヘルス相談窓口以外の相談窓口の設置の検討  
各種相談窓口の設置及び社内周知
- 2025年10月～ 利用状況の確認及び課題の整理  
定期的に利用状況の確認を行い利用しやすい環境を整備する

目標3：所定外労働時間15時間未満を維持する。

(対策)

- 2025年 4月～ ノー残業デーの徹底  
非喫煙者向け時間休の取得促進
- 2025年10月～ 所定外労働時間の経過観察と対策の検討